

「確定申告」って そもそも何？

年末から翌年3月くらいまで、ニュースや新聞、書店などで「確定申告」という文字をよく見かけます。ここではまず、確定申告とは何なのか概要を確認しておきましょう。

自分の収入にかかる税金の計算・申告・納税を行うのが確定申告

サラリーマンであれば、給与にかかる税金関係の処理は原則、会社が「年末調整」を行ってくれるので何もする必要はありません。

しかし、フリーランスの方や個人事業主の場合、自分自身で収支管理を行うことになるため、税金の計算や納税についても、自分で義務を負うことになります。また、サラリーマンであっても、サイドビジネスで収入があったり、住宅ローンを組んで家を購入した人など、プライベートな活動の部分で特定の条件がある人や、一定以上の収入を得ている人については、確定申告が必要になります。

なお、サラリーマンの税金とフリーランスの方の税金を比較しても、年末調整が確定申告に置き換わるだけで、原則的な仕組みは変わりません。税額や控除項目など、共通点がたくさんあるのも特徴です。



税金計算の対象になるのは「儲け」の部分

サラリーマンが毎月のお給料から取られる源泉所得税も、フリーランスの方が行う確定申告も、両者に共通しているのは「儲け」にかかる税金だということです。「儲け」のことを税務上は「所得」といいます。その所得にかかる税金が「所得税」で、「所得税の納税の仕組みの1つが確定申告である」と、とらえておくとよいでしょう。

所得計算の基準になるのは、1年間(1月1日～12月31日)です。この間に得た所得から自分で納税額を計算し、翌年の2月16日～3月31日の間に確定申告という方法で、税金を納めるのです。なお、元旦から大晦日までの1年間を基準にすることを「暦年基準」といいます。

私も確定申告した方がいいの？

確定申告は、「したほうがいい」という場合と、強制的に「しなければいけない」という場合に分かれます。後者は確定申告しないと違法になるので注意しましょう。

確定申告を「しなければいけない」場合というのは、その所得に関する税金の精算が済んでいない場合などで、「不動産所得がある」「事業所得がある」「サラリーマンで給与以外の所得が20万円を超える」というような場合です。

確定申告を「した方がいい」場合というのは、「基礎控除の額が儲けより高い」「基礎控除のほかに該当する控除が考慮されていない」「所得税が源泉徴収されたままである」「いわゆる『赤字』である」というような場合です。

まずは、本書を読み、実際に確定申告書を作成してみてください。

OnePoint

税金は何に対してかかるの？

一介のサラリーマンに関係してくる税金を洗い出すと、下表のようになります。

毎月毎月のお給料からは源泉所得税が、食品や衣料品を買うときも消費税が、お酒を買えば酒税が、ガソリンをいればガソリン税(正式には揮発油税)が取られています。

貯金を頭金にマイホームを買えば、不動産取得税や固定資産税が、自動車を購入しても自動車税が課税されます。挙句の果てには相続税といって、いまわの際まで税金は追いかけてくるのです。稼いでも、使っても、残っても、いつの間にか税金は課税される仕組みになっています。つまり、生活のすべてのステップにまわりついているモノ。それが税金の正体です。

国 税	地方税	都道府県税	市町村税
稼ぐ「所得課税」	所得税、法人税	道府県民税、事業税	市町村民税
使う「消費課税」	消費税4%、酒税、たばこ税、揮発油税、航空機燃料税	地方消費税1%、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税	市町村たばこ税
財産「資産課税」	相続税、贈与税	固定資産税、自動車税	固定資産税、軽自動車税